

# 社団法人 日本舟艇工業会 会費および入会金納付規則

## ( 目 的 )

第 1 条 社団法人日本舟艇工業会定款第7条の規定により本規則を定める。

## ( 会員の会費 )

第 2 条 会費は年額をもって定める。

2. 正会員の会費は、定額会費、資本金別会費および舟艇関連部門の事業規模別会費の合計金額とする。
3. 賛助会員は、一般賛助会員、FRP船リサイクルシステム賛助会員(以下「リサイクル賛助会員」という。)及びミニポート賛助会員とする。
4. 一般賛助会員の会費は、1口につき10万円とし、1口以上とする。
5. リサイクル賛助会員及びミニポート賛助会員の会費は、1口につき2万円とし、1口以上とする。

## ( 定額会費 )

第 3 条 定額会費は、役員である会員の場合は40万円とし、その他の会員の場合は10万円とする。

## ( 資本金別会費 )

第 4 条 資本金別会費は前年度末の払込資本金の額に応じ区分し、次のとおりとする。

区 分	払 込 資 本 金	資本金別会費
A	500億円以上	80万円
B	200億円以上500億円未満	60万円
C	50億円以上200億円未満	40万円
D	10億円以上50億円未満	20万円
E	1億円以上10億円未満	10万円
F	1億円未満	4万円

## ( 事業規模別会費 )

第 5 条 事業規模別会費は、会員の最近2年間の実績による舟艇関連部門の平均年間売上高に応じ、次表に示す各層別により、算出した額の合計とする。但し、1,000円未満は切り上げて 1,000円とする。

舟艇関連部門の平均年間売上高層別	層別金額又は層別賦課率(1,000分率)
1億円迄の額	140,000円
1億円を超え 2億円迄の額	0.600
2億円を超え 3億円迄の額	0.500
3億円を超え 5億円迄の額	0.400
5億円を超え 10億円迄の額	0.340
10億円を超え 20億円迄の額	0.240
20億円を超え 30億円迄の額	0.180
30億円を超え 40億円迄の額	0.140
40億円を超え 50億円迄の額	0.110
50億円を超え100億円迄の額	0.090
100億円を超え200億円迄の額	0.070
200億円を超え300億円迄の額	0.060
300億円を超え400億円迄の額	0.050
400億円を超える額	0.040

( 会費の決定および通知 )

第 6 条 正会員の会費は、毎年度第3条から第5条の規定に基づき算出し、会員に通知する。

なお、新規加入の正会員の会費については、第2条から第5条の規定に基づき、入会の際これを定める。

( 入会金 )

第 7 条 会員(リサイクル賛助会員及びミニボート賛助会員を除く。)の入会金は、次のとおりとする。

会員別	入会金
正 会 員	15万円
一般賛助会員	5万円

2. 一般賛助会員が正会員に変更された場合は、改めて入会金10万円を納付するものとする。
3. 入会金は入会または会員資格変更と同時に納付するものとする。

( 会費の納付 )

第 8 条 会費は、一度に納付の場合は、毎年5月末までに、また二回に分けて納付の場合は、毎年5月末までに半額を、毎年10月末までに残り半額を納付しなければならない。

2. 年度の途中に入会する会員は、入会時に会費の全額を納付しなければならない。

( 臨時会費 )

第 9 条 特別の事由により全会員から臨時に会費を徴収する場合は、総会に諮りこれを定める。

附 則 この規則は平成20年5月14日から実施する。

経 緯 昭和45年 5月21日 創立総会において制定  
昭和49年 5月 7日 第4回通常総会において改訂  
昭和52年 5月25日 第7回通常総会において改訂  
昭和56年 5月27日 第11回通常総会において改訂  
昭和57年 5月27日 第12回通常総会において改訂  
昭和63年 5月30日 第18回通常総会において改訂  
平成17年10月25日 臨時総会において改訂  
平成20年 5月14日 第86回理事会において改訂